

4月からプラスチックの取り扱いが変わります

① プラスチック資源循環促進法の施行

令和4年4月からプラスチック資源循環促進法が施行されます。この法律はプラスチック資源の循環を促すことでプラスチック製品の廃棄を減らし、製品の設計段階から廃棄物の処理までのプラスチック資源を循環させるものです。

プラスチック製品が海に流出する海洋プラスチックごみ問題や製造過程や焼却処分時に排出される二酸化炭素（CO2）を主因とした気候変動問題などが法制定の背景にあります。

② 何がどう変わる？

プラスチックの資源循環に向けて、全ての事業者、自治体、消費者が相互に連携する必要があります。特に事業者においては以下の取り組みが重要です。

- 「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」の活用
- 「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」の取り組み
- 「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」の取り組み
- 「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」の取り組み

※「排出事業者」は事務所、工場、店舗等で事業を行う、多くの事業者が対象になります

詳しくは国のホームページを確認してください。



プラスチック資源
循環促進法

問 環境部資源循環推進課

☎ 0942-30-9143

📠 0942-37-3344

✉ seigyoun@city.kurume.fukuoka.jp

相談

こころの健康相談

無料
(要予約)

春は職場環境が変わる季節、 不安やストレスが続いていませんか？

春は様々な変化がある季節で気持ちも不安定になりがちです。

久留米市保健所では、毎日の生活の中で起きてくる様々な心の悩みや不安等に対して、本人、またはその家族からの相談を保健師や精神保健福祉士、精神科医が相談を受けています。

相談は無料、個人の秘密は厳守します。気軽に相談してください。

アルコールやギャンブル依存に関する相談も受け付けています。

問 久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム

☎ 0942-30-9728 📠 0942-30-9833 ✉ ho-yobou@city.kurume.fukuoka.jp

相談日時

○精神科医によるこころの健康相談

日時 毎週木曜日 13:30～15:00

時間 1人30分程度

(年末年始・祝日・第5週目・お盆期間除く)

○保健師、精神保健福祉士によるこころの健康相談

日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(年末年始・祝日除く)

※電話での相談にも対応しています

場所

久留米市保健所保健予防課
(久留米商工会館4階)